

先進的モデル事業配分実施要領

(目的)

第1条 多様な地域福祉に係るニーズに対して先進的な取組みを支援することにより社会福祉の向上を図る。

(対象事業)

第2条 地域福祉の向上に資する先駆的、開拓的な事業とする。

(対象及び配分額)

第3条 配分の対象は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉団体
- (2) 更生保護団体
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) ボランティア団体
- (5) その他、三重県共同募金会（以下、「本会」という。）が特に必要と認めた団体等

(配分の対象外)

第4条 三重県共同募金会配分要綱（以下、「配分要綱」という。）第5条第1項第10号により配分の対象外となるものは次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体から補助を受けた事業で別に定める基準に該当する場合
- (2) 経営上、余裕のある団体で別に定める基準に該当する場合

(対象外経費)

第5条 配分事業について次の経費は対象外とする。

- (1) 役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、会の運営に要する経費
- (2) 2県以上にまたがる地域を対象とした大会や会議に要する経費
- (3) 会報・機関誌、飲食費、旅費、個人支給に関わる経費
- (4) その他、県民の理解が得られない事業の経費

(連年配分の制限)

第6条 同一団体に対する連年配分は、原則として3年とする。

ただし、当該事業の定着化を図るなど必要が認められる場合は5年まで連年配分を認めることができる。

(配分額及び配分率)

第7条 配分額は50万円を上限とし、配分率は対象事業費の100%とする。

(申請)

第8条 当該事業の申請は、本会に申請書を提出するものとする。

(変更申請)

第9条 三重県共同募金会配分要綱（以下、「配分要綱」という。）第12条に規定する変更申請事項は次のとおりとする。

- (1) 事業費または対象経費を20%以上変更する場合
- (2) 事業を中止する場合

(補則)

第10条 三重県共同募金会配分要綱及びこの実施要領に規定のないことについては、別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。